

JR行田駅前広場の使用に関する運用方針（試行）

行都第693号

令和7年8月1日

（趣旨）

第1条 この要領は、行田市行政財産の使用料に関する条例（昭和57年条例第38号）及び行田市財産規則（昭和51年規則第17号）に定めがある場合を除くほか、JR行田駅東口駅前広場の北側の空きスペース（以下「広場」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用許可の申請）

第2条 使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、使用許可申請書（様式第1号）を、利用日の1週間前までに市長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請は、広場を使用しようとする日の6か月前から行うことができる。

（使用の許可）

第3条 市長は、第2条による申請について許可したときは、申請者に使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定による許可に際し、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（使用料）

第4条 使用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

（禁止事項）

第5条 広場内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける行為
- （2）公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがある行為
- （3）土地の形質を変更する行為
- （4）政治活動及び宗教活動
- （5）法令で禁止され、又は法令に抵触するおそれのあるもの
- （6）前各号に掲げるもののほか、使用を制限することが必要であると認められるもの

（遵守事項及び指示）

第6条 市長は、広場の管理上必要があると認めるときは、広場を使用する者に対し、その都度適当な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第7条 使用の許可を受けた者は、広場の使用が終わったとき、使用を停止されたとき、又は使用の許可を取り消されたときは、市長の指示に従い、使用した広場を直ちに原状回復するとともに、ゴミ等はすべて持ち帰らなければならない。

(賠償責任)

第8条 広場において発生した損傷、滅失、盗難等の事故については、一切市はその賠償の責を負わない。

(イベント等実施についての責任)

第9条 イベント等に関する一切の責任にあつては申請者が負うものとし、市はイベント等に関して一切の責任及び負担を負わない。

(使用時間)

第10条 午前7時から午前0時までの間とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表 (第4条関係)

単位		金額
数量	期間	
1 m ²	1 日	課税標準額に100分の4.2を乗じたものを365で除した額 (小数点第2位以下を切り捨て)

備考

使用許可面積に1 m²未満の端数があるときは、これを1 m²に切り上げる。